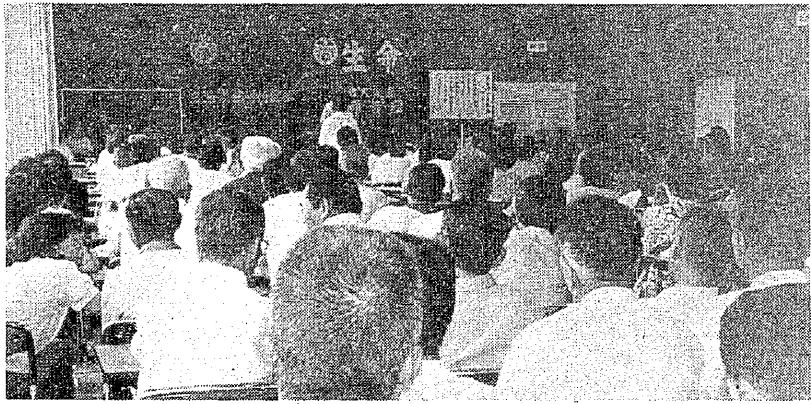


討議尽くして意思集約へ

きびしい内容だが、全体で団結して対応を



きびしい和解勧告書を受けて、「十分な討議を」との経過報告と問題提起をおこなった原告団全員集会で。

和解金内訳

【単位=人、万円】

ランク	原告数	解決金	裁判経費	合計
遺族	143	330	70	400
1級	8	330	70	400
2級	20	290	40	330
3級	4	260	40	300
5級	15	190	30	220
7級	51	140	30	170
9級	46	80	30	110
12級	56	35	30	65
14級	33	35	30	65
計	376			

低くすぎる

裁判長からの最終案による和解勧告は、二十四年間のたまたかの結果として、きびしい内容で、原告団としては到底容認できず、あきらかに、弁論再開(判決)を求めたいと答え、同時に「時効問題にふれ、遺族と軽症患者がきびしい立場であることを示唆しました。」

この時点で裁判長の和解勧告書が出された以上、原告団としても三池労組としても苦しい選択を迫られているわけですが、長い裁判闘争と和解協議の経過を踏まえ、十分な討議を尽くし態度を決めなければなりません。

大会経て期末闘争へ

港務所中央交渉も

砂川閉山闘争

中央行動へ

七日から二日間わたって開かれた原告団大会に向けて、「今度の石炭政策闘争」「上期期末手当闘争」「秋季・年末闘争」「全労連加闘争」などについて大衆討議がおこなわれていますが、この大会が終わると九日から三池港務所の合理化問題、春闘・期末要求をめぐる中央交渉に入ります。更に十五日に炭労中闘が招集され、同日から期末手当交渉がおこなわれますが、前期が六〇％で終わっていることから、前々期妥結を中央行動をおこないます。



発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033-4
編集人 杉本一男
半年間1,800円 送料共
振替口座番号
労働金庫大牟田支店
825-000569

配置転換は
あくまで本人希望で
希望退職募集後、会社は各職種のバランスが崩れたとして、各月二十九日現在、まだ目標に達していません。強制的な転換も考えられます。あくまで本人の希望が、四山鉱から三川鉱へは一〇三

最終案示し和解勧告

「協定」継続し、和解金10億6千万円

福岡地裁

十一・九〇〇裁判での和解協議と平行しておこなわれていた自主交渉が不調に終わり、職権によるあきせんを要請したのを受けて、福岡地裁の谷水裁判長は六月二十三日、原告、被告双方に最終案として和解勧告書を示しました。勧告書の内容はきびしいもので、きわめて不満ではありますが原告団、三池労組としては全体の意思集約のための討議に入りました。

若干の経過

一昨年一月に福岡地裁の谷水裁判長から「和解意思の有無」の打診を受け、三池労組と原告団はあらゆる角度から検討を重ねた上で、原告団総会での意思集約、さらに委員会の決定を経て昨年六月六日、「和解のテーブルにつく」ことを決めました。態度決定を引き延ばしていた被告・会社側は十二月一日、ようやく和解協議が始まりました。和解協議は、裁判長からの提案で自主交渉を平行的にすすめながら本年六月までに十八回おこなわれましたが原告、被告の主張は対立したまま、最終案として示された具体的な条件は到底容認できず、あきらかに、弁論再開(判決)を求めたいと答え、同時に「時効問題にふれ、遺族と軽症患者がきびしい立場であることを示唆しました。」

結果としてはきわめてきびしい内容で、原告団としては、各ブロック毎の討議に入り、七月十二日に意思集約をするつもりになっています。さらに三池労組としては、七月三日の委員会に提案、大衆討議を経て、原告団の意思集約を尊重する立場で最終的な態度を決めることになりました。

今後の対応

原告団では六月二十八日午前九時から大牟田労働福祉会館で全員集会を開き、執行部の経過報告と問題提起をうけて真剣な質疑応答を交わしました。「もう一度交渉することはできないのか」「盆、暮れの給付金はなんとしても残してもらいたい」などの質問や意見が出され、執行部、弁護団が説明や答弁をおこなった。原告団は、和解勧告書が提示されたことでも七月二日に予定されていた十九回和解協議は中止され、次回は二十日に開かれます。

和解勧告書の概要

- ① 和解に三井石炭炭業を利害関係人として参加させる。
- ② 三井石炭は原告に対し、遺族、障害のランクに従い、一人四百万円から六十五万円を完成の有無など、双方の主張立証の程度、並びに被災者に対する援護措置が長年にわたって労働使間の協定によって実施されてきた歴史的経緯など、諸般の情勢にかんがみ、当事者双方に和解最終案を提示して和解を勧告する。
- ③ 被告は、三井石炭の和解金支払い債務を連帯保証する。
- ④ 遺族、CO中毒後遺障害等級に争いのある原告は次のように確定する。七級六人、十級二人、三級一人(長期療養中死亡)。遺族扱い一人(経過観察中死亡)。
- ⑤ 三井石炭は、三池炭鉱労組に裁判経費として一億五千万円を六十二年度中に支払う。
- ⑥ 三井石炭は、援護協定を誠意をもって今後も継続し、従来通り三年毎に労使間で改定を協議する。ただし、協定中の遺族への盆・暮れの給付金は六十二年度分以降廃止する。
- ⑦ ⑤⑥については、すみやかに労使間の協定で処理すること。
- ⑧ 原告はその他の請求を放棄する。
- ⑨ 訴訟費用は各自の負担とする。

地底

「地底」は、現実を直視した、正確には「十四年目の選択」である。なぜ時効なのか?があらためて問われた。不法行為は三年、債務不履行は十年。いずれをとっても、壁であったが、「どこからが時限なのか」の争い(しかも、「被害者の救済」という重い命題)について法の精神は不変なのかという疑念は拭えない。「勝つ」ことだけが前提であれば、やはり提訴の時期が問題として残る。炭鉱災害で、企業の責任が明らかにされるのはごくまれである。いずれの場合も「予見」できなかった「責任はなかった」が根幹にあり、資本の犯罪的性格は不問にされ、被災者救済の道はかたくなに閉ざされる。さらに、CO患者の存在さえかき消される事例がほとんどなのだ。災害を「起させない」たまたかの意識もここにあらわ。低く命の値段に怒りはつる。「CO闘争」そして「CO裁判」は「値」だけではない。人間の尊厳を問う、資本への告発への出発であった。同額の和解金を受け取ることもなる未提訴者は「頼りにしている」「ありがたう」という。また「権利がある」ともいう。ただ、血のじむ代償であることだけは銘記してほしい。協定は残された。尺度の違いこそあれ、値は低かったが、たまたかの成果も確認できる。どの道を選ぶにせよ、「悔み」であつたり、「屈辱」であろうはずもない。労働運動の歴史の中で、非在籍者の要求を数十年もたたかいていくことへの評価もあつた。一つの決着は、たまたかの終幕で断じてありえない。